

碧南市民病院アメニティスペース再構築事業者募集要項

1 趣旨

この要項は、碧南市民病院（以下「当院」という。）において、当院利用者にとって寛ぎの憩い空間を創出するとともに、入院患者、職員等の利便性の向上を図ることを目的に、既設のコンビニエンスストア撤退後のスペースについて周辺スペースを含めて一体感を持ったデザイン性のあるアメニティスペースとして再構築し、整備後における売店等の運営を行う事業者（以下「運営事業者」という。）を公募により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2 選定方法

運営事業者の選定は、公募型プロポーザル方式による。

3 概要

(1) 事業名

碧南市民病院アメニティスペース再構築事業

(2) 事業内容

本募集要項及び別添「碧南市民病院アメニティスペース再構築事業仕様書」による

(3) 事業実施場所

名称：碧南市民病院

所在地：愛知県碧南市平和町3丁目6番地

(4) 事業期間

令和5年3月1日（水）から令和10年3月31日（金）まで

ただし、契約期間が満了する6か月前までに双方から解除の意思表示がないときは、更に1年間継続するものとし、翌年度以降においても同様とする。

(5) 当院の概要

稼働病床数：255床

患者数（令和3年度実績）

入院患者数：延 71, 516人（1日平均195.9人）

外来患者数：延137, 937人（1日平均567.9人）

職員数（令和4年12月1日現在）：597人

外来診療日：月曜日から金曜日（国民の祝日、12月29日から翌年1月3日を除く）

4 スケジュール

公募・募集要項等の配布開始	令和5年 1月6日(金)
プロポーザル方式等参加申出書提出期限	1月16日(月)まで
質問書受付期限	1月23日(月)まで
質問書に対する回答	1月25日(水)
提案書提出期限	1月31日(火)まで
プレゼンテーション実施	2月10日(金)
優先交渉権者決定	2月10日(金)
契約締結	2月15日(水) 予定
仮設店舗営業開始	3月1日(水)
店舗営業開始	6月頃 予定

※日程については、当院の都合により変更する場合がある。

5 応募資格

本案件への応募資格は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までの期間において、碧南市競争入札参加停止等措置要領(平成20年4月1日)第4条の規定による競争入札参加停止等措置又は同等の措置を受けていないこと。
- (3) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日までの期間において、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年12月27日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 応募した者が、他のグループの構成事業者となって応募することはできない。

6 プロポーザル方式等参加申出書の提出

本案件のプロポーザルに参加希望の場合は、次のとおりプロポーザル方式等参加申出書を提出すること。

- (1) 受付期間
令和5年1月6日（金）から1月16日（月）午後5時まで
- (2) 提出場所
碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係
- (3) 提出方法
直接持参又は郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）とし、受付期間中必着とする。
- (4) 提出書類
ア プロポーザル方式等参加申出書（様式第1号）
イ 会社概要
ウ 財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）の写し（直近1事業年度のもの）
エ 登記簿謄本
オ 国税及び地方税に係る納税証明書（直近のもの）
※公的機関が発行する書類は、いずれも発行後3ヶ月以内のものとする
- (5) 提出部数
各1部
- (6) 確認結果の通知
当院において参加申出書を受理後、参加資格の確認結果を通知する。
なお、参加資格を満たす者（以下、「有参加資格者」という。）には、書面にて提案書の提出を要請する。

7 質問書の受付及び回答

仕様書等についての質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

- (1) 受付期間
参加資格の確認結果の通知を受理した日から令和5年1月23日（月）午後5時まで
- (2) 受付場所
碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係
- (3) 提出方法
質問書（様式は任意）を直接持参、郵送、ファックス又は電子メールとし、口頭による質問は、受け付けない。
- (4) 回答方法
令和5年1月25日（水）までに、全ての有参加資格者に電子メールにて回答する。

8 提案書

(1) 提出期限

令和5年1月31日（火）午後5時まで

(2) 提出場所

碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係

(3) 提出方法

直接持参又は郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）、宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）とし、提出期限必着とする。

(4) 提出書類

ア 提案書（様式第5号）

イ 院内アメニティスペースのレイアウト図面等

(ア) 鳥瞰図等：整備後の配置や内装イメージが分かるもの

(イ) 平面図等：見積内容の精査ができる平面図（機器レイアウト図を含む）・仕上表など

※レイアウトの作成等にあたり、仕様書に記載の図面以外で図面が必要な場合、当該図面を当院が保管している場合には、閲覧を許可する。

ウ 見積書（任意様式）

エ 見積りに係る積算内訳書（できるだけ詳細に記載すること）

オ 他の病院での導入実績がわかる資料

カ パンフレット等参考資料

(5) 提出部数

各11部（正本1部、副本10部）

ただし、ウの見積書とエの見積りに係る積算内訳書については、各1部とする。

(6) その他

提出期限後の提出書類の追加、変更等は原則認めない。

9 参加辞退

プロポーザル方式等参加申出書提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

10 提案書の審査

(1) 審査方法

審査は、当院内にて設置された評価委員会にて行う。

(2) プレゼンテーションによる審査

ア 日時 令和5年2月10日（金）

イ 場所 碧南市民病院2階講義室

ウ 方法

- (ア) プレゼンテーションへの参加者は、5名以内とする。
- (イ) プレゼンテーションは提案時間35分以内、質疑15分以内とする。
- (ウ) プレゼンテーションに必要なパソコン等は提案者が用意すること。

なお、プロジェクターを使用する場合、会場設置のプロジェクター（接続端子はHDMI端子）を使用することができる。

(3) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、提案書に基づき実施すること。

(4) 提案上限額

40,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

提案上限額は契約額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであり、提案上限額を限度として契約を締結するものとする。

上記金額を超えない範囲において、費用面を含めて最も効果的な提案となるよう努めること。

(5) 評価方法

別添「碧南市民病院アメニティスペース再構築事業者選定公募型プロポーザル評価基準」に基づいて評価する。なお、評価点が総得点の7割を下回る場合は、失格とする。

(6) 契約候補者の選定

審査の結果、最も高い評価を得た提案者を契約候補者として選定する。審査に対する異議申し立ては受け付けない。

1.1 審査結果の通知

審査結果は、審査後速やかに参加者全員に文書にて通知する。併せて、選定した契約候補者は当院ホームページにて公表する。

1.2 選定後の手続き

- (1) 企画提案書に基づき、契約候補者と事業の実施に向けた協議を行い、協議が整った場合は契約を締結する。
- (2) 最高得点者との協議が整わない場合は、次点者を契約候補者として同様の契約手続を行う。

1.3 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、その者を失格とする。

- (1) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案書の作成に当たり、第三者の著作権を侵害する提案をした場合
- (4) 談合等の不正行為があった場合

1.4 その他

- (1) 当院は、応募者の許可なく提出された書類を使用することはしない。ただし、当院が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、応募者の了承を得ずに使用できるものとする。また、碧南市情報公開条例（平成12年12月25日条例第28号）に基づき、情報公開する場合がある。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 当院が提供する資料は、本件への応募に係る検討以外の目的には使用しない。
- (4) 本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (5) 本プロポーザルにて使用する言語は日本語、通貨は円とする。

1.5 担当部署

〒447-8502 愛知県碧南市平和町3丁目6番地
碧南市民病院経営管理部管理課施設用度係 担当：松井
TEL：0566-48-5050（内線2505） FAX：0566-48-5065
E-Mail：bkanrika@city.hekinan.lg.jp